

## 第6回「保育所保育指針」改定に関する検討会

- 1 日時 平成19年3月27日（火）13:00～16:00
- 2 場所 厚生労働省5階 共用第7会議室
- 3 議題 検討課題の論点について  
改定の基本方針について
- 4 配付資料
  - 資料1 改定の基本方針案（たたき台）
  - 資料2 これまでの議論を踏まえた基本的事項の整理
  - 資料3 検討課題の論点
  - 資料4 第5回検討会における主な意見
  - 参考資料 「養護」と「教育」の一体的提供について

## 改定の基本方針案（たたき台）

### I 改定に当たっての基本的考え方

#### 1. 改定の基本的ねらい

##### ①告示化による性格の明確化

保育所における保育内容及び保育内容に関連する運営事項に関する最低基準としての性格を明確にする。

##### ②指針の大綱化・簡素化

告示化により最低基準としての性格が明確になるが、より一層保育実践の場での創意工夫を促すため、大綱化・簡素化を図る。

##### ③明解性（わかりやすさ）の向上

保育に携わる者だけでなく保護者にもより広く活用されるように、指針の構成、内容をよりわかりやすいものに見直すとともに、指針の内容を補足説明する解説資料を作成する。

#### 2. 改定に当たっての記述の留意事項

##### ①曖昧な表現を避け、簡潔なものとする。

##### ②鍵となる概念、用語は定義を明確にし、指針を通じて統一する。

##### ③概念の説明的記述は必要最小限にとどめる（詳細は解説資料で説明）。

##### ④各章・各節の間の記述内容の重複を整理する。

##### ⑤各章・各節のつながりに配慮するとともに、論理的でわかりやすいものとする。

## Ⅱ 全体構成

### 第1章（総則）

1. 保育所の役割・機能
2. 保育の原理
3. 保育所の社会的責任

### 第2章（子どもの発達）

1. 子どもと大人の関係
2. 子どもと子どもの関係
3. 子どもの生活と発達の援助

### 第3章（保育の内容）

1. ねらい及び内容
2. 3歳未満児の保育
3. 3歳以上児の保育
4. 保育の実施上の留意点

### 第4章（保育の計画及び評価）

1. 保育の計画
2. 保育の計画に基づく評価

### 第5章（健康及び安全）

1. 健康の管理
2. 安全管理及び衛生管理
3. 食育

### 第6章（保護者に対する支援）

1. 入所児童の保護者に対する支援
2. 地域の子育て支援

### 第7章（職員の資質向上）

1. 施設長の役割
2. 職員の研修、自己研鑽

現 行	改 定 案 (た た き 台)	
<p>(局長通知)                      第 1 章 総則                          前文                      1 保育の原理                          (1) 保育の目標                          (2) 保育の方法                          (3) 保育の環境                      2 保育の内容構成の基本方針                          (1) ねらい及び内容                          (2) 保育の計画</p>	<p>(告示)                      第 1 章 総則                      1 保育所の役割・機能                      2 保育の原理                          (1) 保育の目標                          (2) 保育の方法                          (3) 保育の環境                      3 保育所の社会的責任</p>	<p>(主な内容)                      第 1 章 総則                      ● 変更点                          ・ 「1 保育所の役割・機能」を新設                          ・ 2 保育の内容構成の基本方針の「ねらい及び内容」は第 3 章へ移行、「保育の計画」は第 4 章へ移行</p> <p>(趣旨)                      ○ 目的 (児童福祉法第 39 条)                          保育に欠ける乳幼児を保育、最善の利益の尊重                      ○ 位置付けの明確化 (児童福祉施設最低基準 35 条)                          ・ 規範性 → 遵守すべき最低基準                          ・ 原則性 → 基本的考え方 (裁量可)                      ○ 性格の明確化                          ・ 保育内容の指針 ～ 第 2 ～ 5 章                          ・ 内容に関連する保育所運営の指針 ～ 第 6 ～ 7 章</p> <p>1 保育所の役割・機能                      ○ 子どもにとっての機能 (健全な心身の発達)                          養護と教育を一体的に発揮                          ・ 「養護」は生命の保持と情緒の安定                          ・ 「教育」は生きる力の基礎を培う発達援助                      ○ 保護者にとっての機能 (園児や在宅児の保護者支援)                          ・ 「子育て支援」は親や地域の子育て力の向上</p> <p>2 保育の原理                      ○ 目標 ～ 生活と発達の保障 (養護と教育が一体)                      ○ 方法 ～ 保育士の関わり (人権尊重、知識・技術・倫理)                      ○ 環境 ～ 人的・物的・空間的な構成 (相互関係)</p> <p>3 保育所の社会的責任                      ○ 情報公開、苦情処理、個人情報保護関係</p>

現 行	改 定 案 (たたき台)	
<p>第2章 子どもの発達</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもと大人との関係</li> <li>2 子ども自身の発達</li> <li>3 子どもの生活と発達の援助</li> </ol> <p>第3章 ～ 第10章 発達過程区分ごとの保育の内容</p> <p>〔区分 6ヶ月未満児、6ヶ月から1歳3ヶ月 未満児、1歳3ヶ月から2歳未満児、 2、3、4、5、6歳児の8区分〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発達の主な特徴</li> <li>2 保育士の姿勢と関わりの視点</li> <li>3 ねらい</li> <li>4 内容</li> <li>5 配慮事項</li> </ol>	<p>第2章 子どもの発達</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもと大人との関係</li> <li>2 子どもと子どもの関係</li> <li>3 子どもの生活と発達の援助</li> </ol> <p>第3章 保育の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ねらいと内容</li> <li>2 3歳未満児の保育 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育のねらい</li> <li>(2) 保育の内容</li> <li>(3) 子どもへの関わり</li> </ol> </li> <li>3 3歳以上児の保育 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育のねらい</li> <li>(2) 保育の内容</li> <li>(3) 子どもへの関わり</li> </ol> </li> <li>4 保育の実施上の留意点 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育の形態及び環境</li> <li>(2) 障害児保育</li> <li>(3) 長時間保育</li> <li>(4) 小学校等との連携</li> <li>(5) 地域との連携</li> </ol> </li> </ol>	<p>第2章 子どもの発達</p> <p>発達の特性・課題、環境や保育士等との関係性（相互作用）、発達と遊びとの関係性、乳・幼児期の教育のあり方</p> <p>第3章 保育の内容</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八つの章を一つの章に一本化</li> <li>・「3歳未満児」と「3歳以上児」とに大括り化</li> <li>・「3歳未満児」から「3歳以上児」への接続</li> <li>・「保育士の姿勢と関わりの視点」と「配慮事項」は「子どもへの関わり」に一本化</li> <li>・発達過程区分ごとの「発達の主な特徴」、「ねらい」、「内容」、「配慮事項」は解説で記述</li> <li>・第11章の一部を移行し、保育の実施上の留意点を新設</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ねらいと内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>○発達過程区分の考え方の明確化</li> <li>○養護の視点、教育の視点の明確化</li> <li>○5領域間の相互関連性</li> </ul> </li> <li>2～3 3歳未満児及び3歳以上児の保育 <ul style="list-style-type: none"> <li>○養護と教育の一体性の重視</li> <li>○3歳以上児の教育は幼稚園教育要領と整合性</li> </ul> </li> <li>4 保育の実施上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の形態（異年齢保育等）及び環境に配慮</li> <li>○障害児保育（特に発達障害）、長時間保育の対応</li> <li>○幼稚園・小学校との相互交流、情報交換など</li> <li>○地域の関係機関等との関係構築、社会資源の活用など</li> </ul> </li> </ol>

現 行	改 定 案 (た た き 台)	
<p>第 1 1 章 保育の計画作成上の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育計画と指導計画</li> <li>2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成</li> <li>3 3歳未満児の指導計画</li> <li>4 3歳以上児の指導計画</li> <li>5 異年齢の編成による保育</li> <li>6 職員の協力体制</li> <li>7 家庭や地域社会との連携</li> <li>8 小学校との関係</li> <li>9 障害のある子どもの保育</li> <li>10 長時間にわたる保育</li> <li>11 地域活動など特別事業</li> <li>12 指導計画の評価・改善</li> </ol>	<p>第 4 章 保育の計画及び評価等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育の計画</li> <li>2 保育の評価</li> </ol>	<p>第 4 章 保育の計画及び評価等</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 1 章の一部を第 3 章へ移行</li> <li>・計画作成上の留意点は解説で記述</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育の計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育計画・指導計画の作成及び記録作成</li> </ul> </li> <li>2 保育の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>○P D C Aの視点、自己評価・点検・公表</li> </ul> </li> </ol>
<p>第 1 2 章 健康・安全に関する留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常の保育における保健活動</li> <li>2 健康診断</li> <li>3 予防接種</li> <li>4 疾病異常等に関する対応</li> <li>5 保育の環境保健</li> <li>6 事故防止・安全指導</li> <li>7 虐待などへの対応</li> <li>8 乳児保育についての配慮</li> <li>9 家庭、地域との連携</li> </ol>	<p>第 5 章 健康及び安全</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康の管理 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日常の保健活動</li> <li>(2) 健康診断</li> <li>(3) 疾病異常等への対応</li> </ol> </li> <li>2 安全管理及び衛生管理 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所内外の活動における安全管理、衛生管理</li> <li>(2) 虐待への対応</li> </ol> </li> <li>3 食育</li> </ol>	<p>第 5 章 健康及び安全</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 2 章の項目を整理統合</li> <li>・「食育」の新設</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアや予薬等の取扱、健康診断の実施</li> <li>○病児・病後児保育の対応</li> </ul> </li> <li>2 安全管理及び衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>○事故予防、災害等の対応、虐待の早期発見・対応</li> </ul> </li> <li>3 食育 <ul style="list-style-type: none"> <li>○食育の取組</li> </ul> </li> </ol>

現 行	改 定 案 (たたき台)	
<p>第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など</p> <p>1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応</p> <p>(1) 障害のある子どもの保育</p> <p>(2) 延長保育、夜間保育など</p> <p>(3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応</p> <p>2 地域における子育て支援</p> <p>(1) 一時保育</p> <p>(2) 地域活動事業</p> <p>(3) 乳幼児の保育に関する相談・助言</p> <p>3 職員の研修等</p>	<p>第6章 保護者に対する支援</p> <p>1 入所児童の保護者に対する支援</p> <p>(1) 子育て力の向上支援</p> <p>(2) 仕事と家庭の両立支援</p> <p>2 地域の子育て支援</p>	<p>第6章 保護者に対する支援</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第13章の「子育て支援」部分を「保護者に対する支援」として整理</li> <li>・「保護者に対する支援」を「入所児童の保護者に対する支援」と「地域の子育て支援」に区別</li> </ul> <p>1 入所児童の保護者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○育児や親子関係に関する相談・助言など</li> <li>○延長保育等の特別保育の実施（就労支援）</li> </ul> <p>2 地域の子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○育児や親子関係に関する相談・助言など</li> <li>○場の提供（一時保育、親子交流、保育体験、サークルづくり）</li> </ul>
	<p>第7章 職員の資質向上</p> <p>1 施設長の役割</p> <p>2 職員の研修、自己研鑽</p>	<p>第7章 職員の資質向上</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第13章の「職員の研修」を「職員の資質向上」として整理</li> <li>・施設長の役割を明確化</li> </ul> <p>1 施設長の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の資質向上に対する責務の明確化</li> </ul> <p>2 職員の研修、自己研鑽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所内外の研修の体系化、計画の作成、自己研鑽の取組</li> </ul>

## これまでの議論を踏まえた基本的事項の整理

## 1 保育所保育の概念

## ○保育所の役割・機能

子どもにとっての機能

- ・ 養護 ～ 生命の保持と情緒の安定
- ・ 教育 ～ 人間形成の基礎を培う発達援助

保護者にとっての機能

- ・ 入所児童の保護者への支援
- ・ 地域の在宅子育て家庭への支援

○養護と教育の関係 → 発達過程（0～6歳）に応じ一体的に発揮するもの

## 2 保育所の今日的意義

○社会的環境の変化に伴う課題への対応

○保育所の直面する課題への対応

○保育所の持つ特質

## 3 告示化

○規範性の明確化 → 最低基準である保育内容に関する事項

○規範性を有する指針の内容

- ・ 明示的に規範性を有する事項

例：保育計画・指導計画の作成、自己評価、研修など

- ・ 基本的考え方、原則的事項

個々の保育所の独自性、柔軟性を認める

例：保育の形態（クラス編成等）、家庭や地域との連携、子育て支援等

○告示と解説の役割分担

- ・ 告示：全ての保育所に適用される保育内容、及び関連する運営事項の原則、基本的考え方を規定

- ・ 解説：告示の内容の解説、補足する事項の説明、各保育所での創意工夫や指針内容の理解と参考になる事項の紹介

○改定に当たっての記述の留意事項

- ・ 曖昧な表現を避け、簡潔なものとする。
- ・ 鍵となる概念、用語は定義を明確にし、指針を通じて統一する。
- ・ 概念の説明的記述は必要最小限にとどめる（詳細は解説で記述する）
- ・ 各章・各節の間の記述内容の重複を整理する。
- ・ 各章・各節のつながりを踏まえた論理的でわかりやすいものとする。



## 保育所の役割・機能及び今日的意義の考え方

## 【保育所の役割・機能】

## ◎子どもにとっての機能

1日の生活をベースに養護と教育が発達過程に応じて一体的に発揮

- ①養護：健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供
  - ・食事、排泄、休息、衣服の調節、生活習慣等
  - ・情緒の安定
- ②教育：生涯にわたる生きる力の基礎を育てる
  - ・基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
  - ・自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
  - ・自然等の興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の基礎を培う
  - ・言葉への興味や関心を育て、豊かな言葉を培う
  - ・様々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを培う

## ◎保護者にとっての機能

- ③入所児童の保護者への支援
  - 1) 保護者との協同による「子育て力」向上の支援  
(育児や親子関係に関する相談・助言、情報提供等)
  - 2) 就労支援(延長保育などの特別保育の実施)
- ④地域の在宅子育て家庭への支援
  - 保育所の持つ特性を活かした在宅保護者等への支援
  - ・場の提供(一時保育、親子の交流、保育体験)
  - ・専門性の活用(育児や親子関係に関する相談・助言、情報提供等)

## 【保育所の今日的意義】

## ☆社会的環境の変化に伴う課題

- ・子どもの生活環境の変化(直接体験、人との関わりの不足、生活リズムの乱れ、子どもにとって満足できる居場所の不足)
- ・保護者の子育て環境の変化(抱え込み・孤立化、子育ての知識不足、喜びがわからない)
- ・親子の関係性の変化(母子密着化の進行、期待の肥大化、過度の干渉・厳格化、愛着形成の不足)
- ・保護者の就労環境の変化(保護者の仕事と子育ての両立を支える環境が不可欠)
- ・虐待問題、母子家庭の増加など福祉ニーズの高まり

## ○課題を解決するために保育所の持つ機能が不可欠

- ・養護と教育の一体的な提供(子どもの健全な発達)
- ・家庭との協同による子育て(喜び発見、子育ての知識の獲得、孤立化の予防、仕事と子育ての両立の実現)

## ☆保育所(保育者)の直面する課題

## ○子育て支援に関する様々なニーズに対応した取組

保育所の機能の拡充の反面、

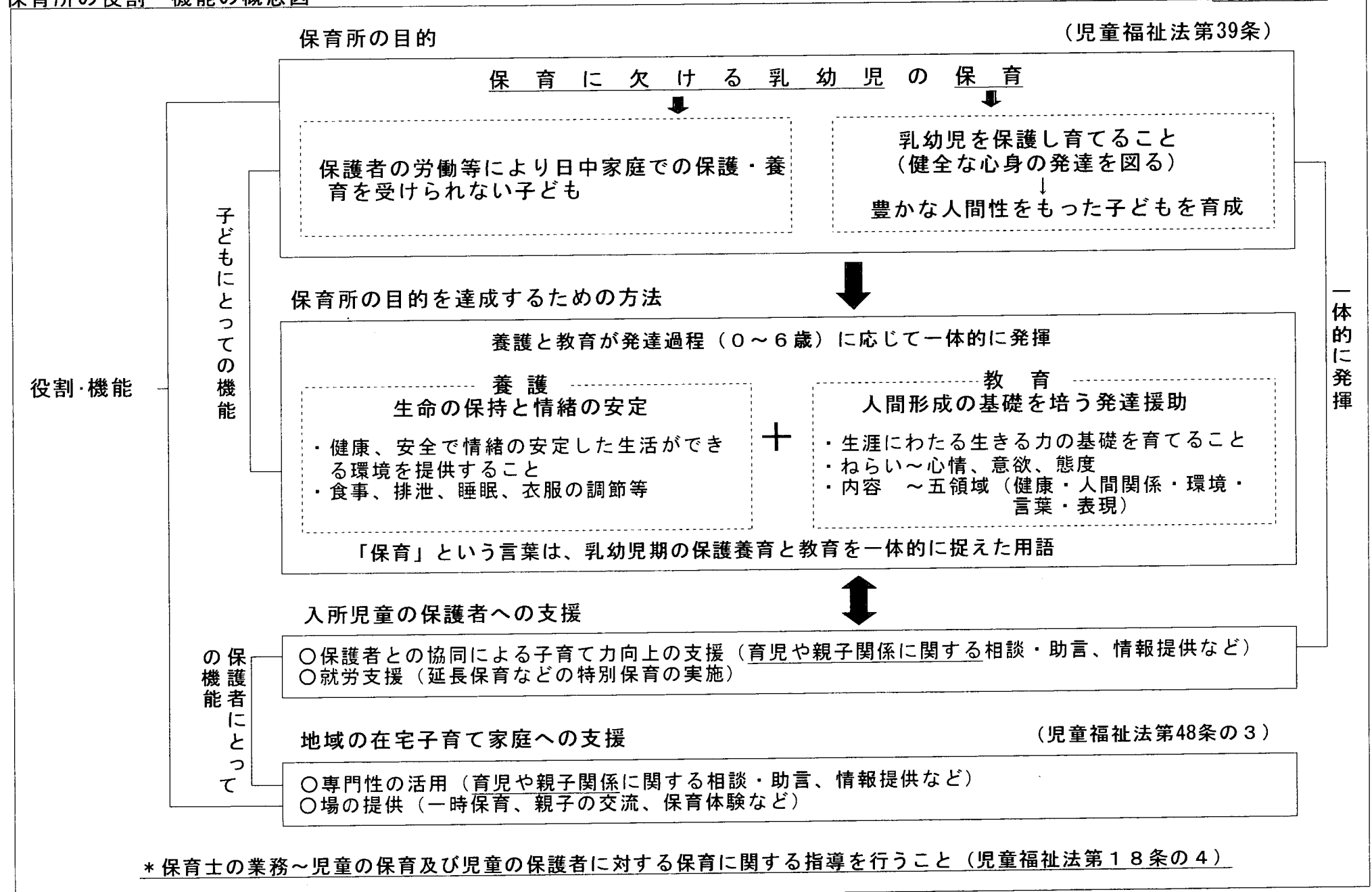
- ①現場の多忙化、職員の資質(知識・技術・倫理)向上の機会が不足
- ②保育指導、地域の子育て支援の機能のばらつき
- ③地域の他の専門機関等との連携が不十分

## ○方向性：子育ての専門機関としての機能の改善、実質化

- ①保育士等の専門性向上の強化(研修、評価の充実)
- ②地域の人材、資源の有効活用、関係機関との連携
- ③地域の子育て支援の機能の整理
- ④園長のリーダーシップ、組織体制の充実

## ☆保育所の持つ特質

- ①保育や子育ての専門性を有する保育所スタッフが存在
- ②0歳から6歳までの就学前の子ども集団を見ることが出来る
- ③様々な遊びや安定した生活ができる環境(園庭、調理室、保育室等)が存在
- ④保護者同士の交流の機会がある



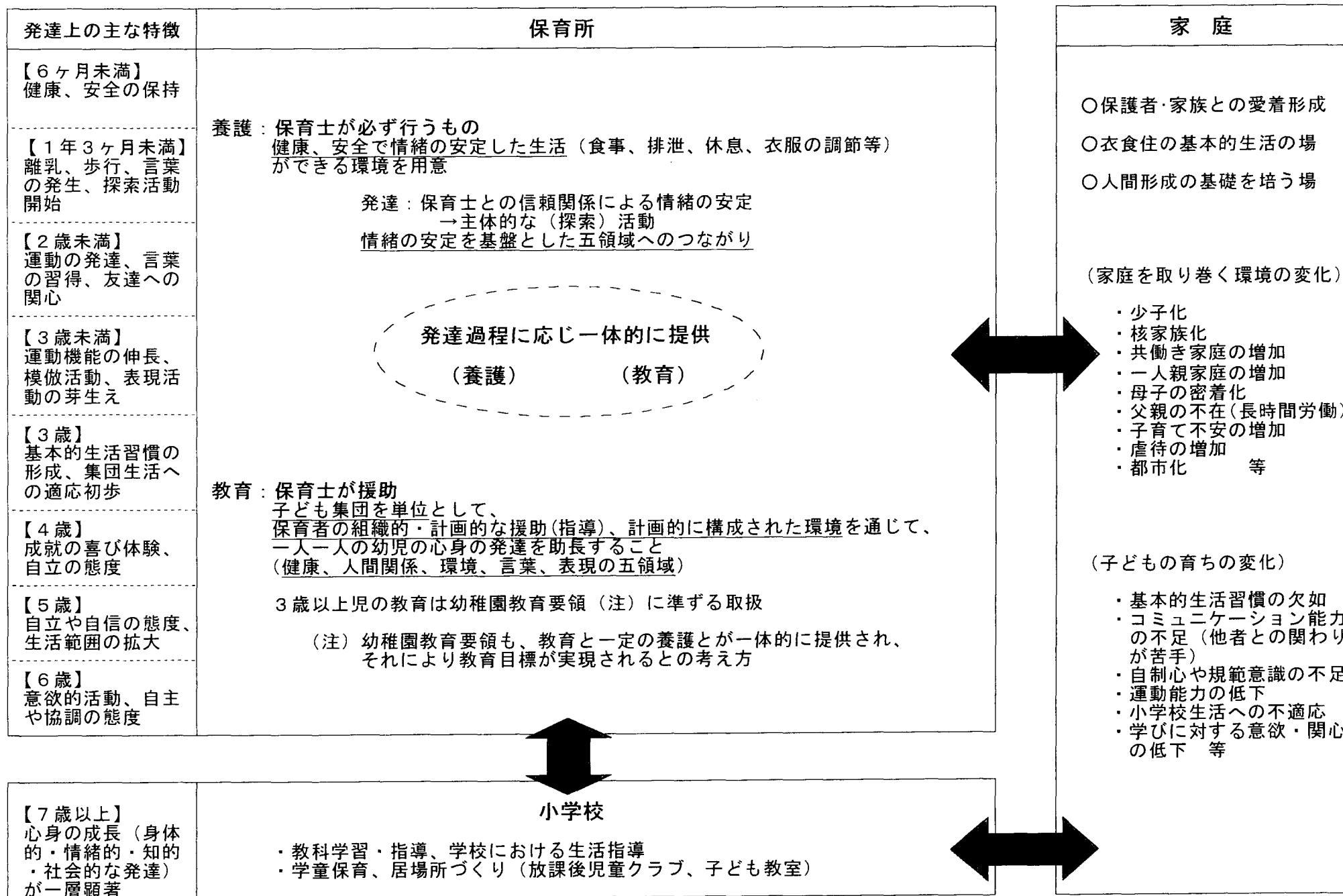
役割・機能

子どもにとっての機能

の保護者にとっての機能

一体的に発揮

保育所における発達過程区分でみた養護と教育の関係（模式図）



## 検討課題の論点

## 1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化

## 論点

- 指針の趣旨・内容を保育現場に広く周知し、保育現場でのより積極的な取組を促すため、指針を告示としてその位置づけを強化するとともに、指針に盛り込む事項の簡素化・大綱化を図る一方、指針の内容をわかりやすく解説する通知ないしガイドラインを新たに策定すべきではないか。
- 指針を①保育内容に関する事項、②保育内容に関連する保育所の運営に関する事項を総合的に規定したものとし、その性格を明確にすべきではないか。

## (簡素化、大綱化、明確化、関係性)

- 保育指針の告示化に賛成である。
- 保育指針の内容の簡素化、大綱化を図ることにより、各保育所における保育の独自性や特色を尊重すべきである。
- 告示化は幼稚園教育要領との整合性から好ましいが、必要以上に監査に利用されないよう留意し、保育の営みという現場でのダイナミックなプロセスを視野に入れた柔軟な基準になるべきである。
- 指針が皆に読まれるためには、指針の作り方に工夫が必要である。例えば、保育のねらいとしての心情、意欲、態度の意味や位置付けがわかりにくい、また養護と教育の記述もわかりにくい。
- 「子どもの発達」と「保育内容」との関係性の理念をもう少し明確にすべきである。
- 子ども・保護者・保育士それぞれの関係性を重視すべきである。
- 発達過程区分は、発達段階ではなく、その年齢の多くの子どもが辿る発達のプロセスを示したものであることを明示すべきである。
- 児童福祉法に基づく保育所としてなすべきこと、保育士としてなすべきことを明記すべきである。
- 第3章から第10章の「保育の内容」は、「保育士は(が)」、「子どもは(が)」という主語を入れるべきである。
- 時代背景も含めた改定のねらいや理由を盛り込むべきである。
- 「保育内容に関する事項」と「保育内容に関連する保育所の運営に関する事項」を総合的に規定し明確にすべきである。

## (構成、その他)

- 告示の構成について、現行の第3章から第10章までを一つにまとめ、その細部は解説の方でわかりやすくすべきである。
- 第13章の「子育て支援」と「研修」はそれぞれ重要な項目であるので、章立てを別にしてはどうか。
- 告示化にあたって、「保育所保育指針」という名称を「保育所保育要綱」、「保育所保育要領」へ変えたらどうか。
- レベルを下げないための基準と理想に近づけるための基準を、「養護と教育」や「個と集団」という視点から整理すべきである。
- 指針は保育士・保育所の専門性をアピールしていくための重要なツールとなるので、指針の活かし方を想定するべきである。

## 2. 養護及び教育の充実 小学校との連携強化

### 論点

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、
  - ①情緒の安定、基本的生活習慣、規律の確立、遊びを通じた学びや社会性といった観点から、養護及び教育の充実を図るべきではないか。
  - ②発達や学びの連続性を踏まえた小学校との接続の強化の観点から、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

### 養護及び教育（明確化、充実）

- 「保育とはなにか」、「養護とはなにか」、「教育とはなにか」について、きちんと概念整理を行うべきである。
- 今の保育指針では、「養護」とは「生命の保持と情緒の安定」という意味であり、「養護と教育が一体となって」とは養護と教育は分けて捉えられるものではなく、生命の保持と情緒の安定があって初めて5領域にみられるような子どもの育ちが可能になるという捉え方であると理解している。
- 0～6歳児の発達の連続性を踏まえ就学前の保育・教育を明確にする必要がある。
- 保育の目標である、子どもに培うべき「望ましい未来を作り出す力の基礎」とは何か、本質的なものを示すべきである。
- 言語と社会性（人間関係）に関する教育観を明示する必要がある。
- 養護と教育の一体化が議論されているが「養護」が基本であり、「教育」はそこから発生してくるものではないのか。
- 保育所保育には、幼稚園教育要領と同等の教育的機能があるということを明示するべきである。
- 幼児教育原理として、子どもの主体性を尊重し、知識偏重ではなく「考える力」を育てることを強調すべきである。
- 遊びの充実（幼児期の教育の充実）が重要である。
- 保護者が本来の幼児教育を理解できるよう、指針に書き込む必要がある。
- 保育と教育を明確に分離せず1日の生活をデザインし、指導計画の作成につなげていくことが必要である。
- 18歳までの子どもの育ちを視野に入れて、乳幼児期の保育が位置付けられる必要がある。また、学童期における養護の取組も明記する必要がある。

### 小学校との連携（接続、連携）

- 幼児期の学びの特性と小学校期の学習の部分の接続について、少し異質なものと認識しながら接続させていくことが非常に大事なポイントである。
- 「接続」は基本的に教育課程や内容の接続を指し、「連携」は人の交流や教師と保育士が連携し合って子どもを育てる視点と考える。その際、教育課程の接続強化（小学校教育への準備）という視点ではなく、発達や育ちにつながるようお互い連携していく視点であるべきである。
- 保育所は小学校との連携や接続だけを強めるのではなく、生涯学習の基盤となるということの位置付けが重要である。
- 保小連携は、小学校主体の教科内容のトップダウンではなく、保育所での生活スタイルの確立を基礎とし、小学校教育と連携すべきである。
- 教師と保育士との交流、幼児と児童の交流を深め、保護者への啓発をすべきである。
- 指導要録の抄本等、小学校への情報提供が行われるべきである。

### 3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化

#### 論点

- 次世代育成支援の推進のため、すべての家庭を対象とした「地域の子育て支援」の機能を保育所保育と並ぶ保育所の重要な機能として位置付けることとし、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

#### (明確化)

- 保育指導（ソーシャルワーク）と地域の子育て支援に重点を置く必要がある。
- 「保育指導とはなにか」ということをもっと具体的にまとめる必要があり、その際、必須の部分とそうではない部分があるが、絶対欠かせないものはコーディネートなどの役割ではないか。
- 上手にコーディネートできる機能を持つことが子育て拠点としての役割と考えてよいのではないか。
- 「保育」の概念に「子育て支援」を入れるのか入れないのか明確にしないと、保育と子育て支援の両方が保育であるとの矛盾が生じるのではないか。
- 前回の改訂時には保育所保育プラス子育て支援という形で整理したが、子どもの保育と親の指導も含めたものを保育所保育と整理するのかなど、明確にするための議論が必要である。
- 保育指針には、園児の保護者に対する具体的な指導・援助的な表現は書かれていないので、そうした内容を盛り込んでいくことが重要である。
- 保育士の通常業務の明確化と、保育士がコーディネートしていくという理念の明確化が必要ではないか。
- 保育所はもう少し親の力、子どもの力を伸ばすための子育て支援の拠点としてあるべきである。
- 保護者同士の関係づくりが子育て支援の大きなテーマの一つであるが、個人情報保護とのかね合いでやりにくい状況もあり、こうした点についての配慮が必要である。

#### (連携、機能強化)

- 園児の家庭、園児以外の家庭に対しても、育児講座、子育て相談、園便り等を通して家庭育児への助言・支援を行い、家庭と連携すべきである。
- 地域の社会資源・関係機関との連携が大切であることを強調すべきである。
- 地域の保健・医療などの専門職との連携を強化し、家庭での育児機能の向上を支援できる体制整備が必要である。
- 保育の主体は家庭・家族にあり、現行の「家庭養育の補完」を含めた就学前の保育の定義をより明確にし、保育の充実を図るべきである。
- 保育は「家庭養育の補完」ではなく、「保護者と共同して子どもを育てる営み」として捉えるべきである。その先に、地域の人々との共同を目標としてよいのではないか。
- 保育所及び保育士は、その専門性を発揮し、地域ニーズに対応する拠点としての子育て支援の展開を図る必要がある。
- 子育て支援を必要以上に背負い込まないように、地域ネットワークという視点から他の地域社会資源との関係、外部人材の積極的活用を整理する必要がある。
- 保育所が地域の子育て拠点としての役割を担っていくために、研修の体系化、充実といった方策を講ずることが必要である。

#### 4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

##### 論点

- 児童虐待、食育、障害児保育、個人情報保護、健康・安全対応など児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の改善・充実を図るべきではないか。

##### (明確化、充実)

- 食育は、保育所のマネジメントのあり方にも大きく関わっており、こうした役割の重要性を明文化する必要がある。
- 健康・安全という問題では、子どもの命を守るということを一番の原点に置きながら、新しい知見をどう保育の中に盛り込んでいくかが非常に大切である。
- リスクマネジメントあるいはセーフティマネジメントの視点を盛り込むことが必要である。
- 現行の第12章、第13章は重なりがあるので、その示し方を変えていくことが大事である。
- 児童虐待の早期発見・対応の充実を図るため、内容・留意事項等、記述を充実させるべきである。
- 最も重要な遊び場である園庭、保育保健の拠点ともなる保健室の充実、換気など衛生環境の改善と照明、騒音などへのさらなる対策が必要である。
- 保育所外活動における安全指導についても明記すべきである。
- 大規模自然災害時の子どもの安全確保・心身の健康、地域との連携、不審者への対応などが必要である。
- 多様な年齢の子どもたち同士の関わりや小中高生、大人、高齢者との関わり方の取組を指針に位置付ける必要がある。
- 保育所は、家庭への援助、女性のライフプランへの理解、親として育つための支援、子どもの代弁という役割を持つのではないか。
- 指針と現場にギャップを感じるので、現実的に保育現場が抱えている課題について、よく議論すべきである。
- 特別保育事業など、保育所保育機能の一般化と拡大を、本来の通常保育と共に整理すべきである。
- 利用者志向、利用者との共創の意識を持ち、一方的な提供サービスという考え方からの転換が必要である。
- 一緒に子どもを育てる仲間として、保護者の視点をもっと登場させるべきである。
- 保育士や看護師等の保育者が果たす役割の重要性を明記すべきである。

##### (連携)

- 保育の現場における子どもの健康は家庭との連携が基本である。
- 保育所だけの問題ではなく地域の大きな問題なので、例えば虐待については児童相談所や民生児童委員といった関係機関とのネットワークの仕方について、具体的な整理が必要である。
- 障害のある子ども、医療的ケアを要する子どもに対する保育については、一人一人の子どもの発達や障害状態に応じた適切な対応や、保護者支援、医療機関等の連携が必要である。
- 病児・病後児保育、障害児保育等のためには、保健室の充実、地域医療、専門職との連携強化が必要である。急性期の急性疾患を持つ乳児を保育所に預けるのは非常に大きな問題である。

## 5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取組を促す評価の仕組み

### 論点

- 保育所及び保育士の保育内容や運営の改善のための取組を促すため、保育内容等の（自己）評価・点検の視点を盛り込むべきではないか。
- 保育士の研修や自己研鑽など資質向上の取組を強化するため、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。
- 利用者の苦情解決（権利擁護）や保育所の情報公開の取組を促すため、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

### （明確化）

- 保育のプロセスの質が大事であり、指針の記述を詳しくすべき。その意味で保育士の資質向上と評価が重要である。
- 保育者が保育者として育っていく過程、そのための方法・条件が明確に示されていない。
- 保育者の倫理について、一定の内容を示すべきである。
- 研修や評価は、保育を振り返り、保育者の中で検討、共有されていく過程が重要である。

### （研修の充実）

- 専門性を高めるための研修を義務付けすべきではないか。
- 保育士の技術と倫理について体系化して提示することが必要である。
- 保育士以外の職員も含む職員の資質向上と子どもの最大利益に基づく研修体制を整える必要がある。
- 保育所の機能の多様化に伴う、養護・教育への配慮、家庭保育支援、特別支援等の専門性確立の必要性から、職員の資質向上、研修は欠くことができない。
- 保育所の運営にあたる者及び保育士の質の向上のための各種研修の充実化をより積極的に位置付けるべきである。
- 現場研修、公開保育などの幼児の発達を保障する教育機能に対する研修を充実すべきである。

### （自己評価）

- 保育士が自己評価・自己点検し、自らの保育を高めるなどの自己啓発・自己研鑽を図り、専門性の向上に努めることが必要である。
- 各保育所、各保育士による自己評価が大事であり、その上で専門家などの第三者による評価を位置付けるべきである。
- PDCAの重視、第三者評価への納得度と有効性を高め、経年の変化を含めた評価ができる仕組みが必要である。
- 自己評価と他者評価、第三者評価がうまく循環して、議論によって保育の質が向上していくような評価が必要である。

### （その他）

- 価値観の多様化による苦情の増加に対して、適切な対応と説明責任を果たせるようにする必要がある。
- 保育士の国家試験化、施設長の資格化を検討すべきである。
- 等級制度など、意欲のある人が仕事を通して、能力を高めてモチベーションと自信が高まる仕組みづくりが必要である。
- 頻繁なローテーションの中で、研修時間を確保し自己の向上意欲を高めていくには、「幼児教育振興アクションプログラム」に相当する具体的な総合施策の策定が必要である。



## 第 5 回検討会における主な意見

## 【保育指針の告示化、性格の明確化関係】

- 具体的な発達のプロセス（例えば排泄について、どの段階なのか、年齢的にはどうか等）がきちんとわかることが必要である。
- 大綱化に当たっては、3 歳以上は幼稚園教育要領との整合性が図られているという共通認識があるが、生活時間等の違いにも留意することが必要である。
- 保育士養成に関わる保育と、保育所における保育にはどうしてもずれる部分がある。保育所の保育は何かという前提となる議論が欠かせない。

## 【養護及び教育、小学校との連携関係】

- 「養護及び教育の充実」と「小学校との連携強化」とが並んでいるところに、論点整理の難しさがある。ここに保護者との関係性を論点として入れるべきではないか。
- 保育所に子どもを通わせている親子の関係性をどう支援するか、これを論点として入れるべきである。
- 園児の保護者への支援は子どもの保育と密接に一体となって行うべきもの、子どもに関する記述の部分にも保護者との関わりの視点が必要である。
- 世間では「幼児教育」という用語が一般的に使われているが、保育所で使われていない。これをうまくリンクさせて説明することが必要ではないか。
- 教育と幼児教育の違いについて、一般的には教育が広い概念である。例えば 3 歳から就学前の幼稚園の教育は小学校教育の方法と違うので、こうした幼児期の特性に合った教育的な働きかけを幼児教育と言っている。

## 【地域の子育て支援、保育所の機能強化関係】

- 「園児の家庭への支援」と「地域の在宅子育て家庭への支援」について、どこまで保育所が行うのか整理する必要がある。

## 【保育内容の充実関係】

- 保育士や看護師等の保育者が果たす役割の重要性も明記すべきである。

## 【保育士の資質向上、評価関係】

- 子どもと保育者の関係性に言及する必要があるのではないかと。保育者は子どもとどう関わるのか詳しく議論すべきである。
- 保育士が福祉職であること、対人援助の専門職であるということを明確にする必要がある。

## 【これまでの議論を踏まえた基本的事項の整理】

- 資料2の保育所保育の概念の「保育所の役割・機能」は「子どもにとっての機能」と「保護者にとっての機能」となっているが、もう一つ「両者の関係性にとっての機能」を入れる必要があるのではないか。
- 保育の基本的な考え方を示すときに、子ども・保育者・保護者それぞれの関係性は重要な視点であるが、機能として明示するときは資料の二つの示し方でもよいのではないか。
- 資料2の機能の分け方は、保育所や保育士がどのような営みをするかという対象別に分けたのではないか。例えば、親の子どもへの愛着に関わるサポートは具体的には送迎時の会話や連絡帳などの保育所の営みである。
- 資料2の「告示と解説の役割分担」について、解説ではなく現行の指針のように全体を通じて完結するような読みやすいものにした方がよいのではないか。
- 保育所の役割・機能の基本は「生命の保持」と「情緒の安定」であり、これを強調できるような養護の在り方、教育の在り方があるのではないか。
- 資料2-1の「保育所の役割・機能」に、「よりよい親子関係にとっての機能」をぜひいれていただきたい。また、「保育所の今日的意義」にも両者の関係性の変化を触れる必要があるのではないか。さらに「保育所の今日的意義」に知識・倫理・技術の問題として「保育者の直面する課題」を入れるべきである。
- 資料2-2の概念図にも、保育者・子ども・保護者との関係性を入れるべきである。
- 資料2-3の模式図について、この点線を入れることがよいのかどうか。教育の比重は0歳から同じレベルであると思うので、点線は真っ直ぐになるのではないか。
- 資料2-3の模式図について、生活と経験の連続性の観点で図にすると、下側に家庭生活があって保育所から小学校になって、子どもの発達の年齢に応じながら保育所が親とともにその連続性を作っていくという模式図になる必要がある。
- 「養護と教育が一体的に提供」という言葉について、「保育指針」と「幼稚園教育要領」の二つの性格を明示するために産まれた言葉だと解釈せざるを得なかった、「一体的に提供」という言葉自体の見直しも必要ではないか。
- 「養護と教育が一体的に提供」という言葉について、保育所の持つ機能のうち教育は幼稚園教育要領に準じるという昭和38年の両省局長通知が示されており、上位概念を保育に、下位概念として教育を使わざるを得なかったのではないか。
- 「保育に欠ける」という言葉は今の時代にそぐわないのではないかと考えている、少し検討してほしい。

## 【本日のまとめ】

- 保育所保育指針における保育という言葉の意味付けの整理をきちんと行う必要がある。
- 資料1の「養護と教育の充実」と「小学校との連携強化」との並記につい

て、この扱いの整理をする必要がある。

- 保護者支援を「園児の保護者への支援」と「地域の在宅子育て家庭への支援」という整理をしているが、もう一度全体的な中で見直ししておく必要がある。
- 子ども・保護者・保育士の関わりの問題について、「関係性」という言葉を大事なキーワードとして置いておく必要がある。
- 「養護と教育の一体的な提供」という表現について、もう一度確認しておく必要がある。
- 資料2-1に、「保育者の直面する課題」の明記について検討する必要がある。その際、「保育所の直面する課題」の②については誰が行うのか、その専門性も含めて検討すべきではないか。
- 資料2-2に、保育士の業務（法第18条の4）、保育士の研修（法第48条の3）を組み込んでいただきたい。

## 「養護」と「教育」の一体的提供について

### 1. 経緯

- 保育所における保育の内容については、昭和38年の局長通知において、教育に関する事項を含み保育と分離することができない旨明示された。

(参考) 昭和38年文部省・厚生省連名通知「幼稚園と保育所との関係について」(抜粋)

・・・保育所は、「保育に欠ける児童」の保育(この場合幼児の保育については、教育に関する事項を含み保育と分離することはできない。)を行うことを、その目的とする・・・  
保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年齢の幼児のみを対象とすること。

- 保育所保育指針の「養護と教育が一体」という言葉については、昭和40年の指針制定当時から用いられている。

### 2. 養護と教育が一体的に提供されることの意味 ～現在の指針の考え方を整理～

- 保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする福祉施設(児童福祉法の要請)

＝ 保護者の就労、病気、同居親族の介護などにより、日中、家庭で生活を送ることができない状態

→人間形成の基礎を培う重要な時期に、生活時間の大半を保育所で過ごす



#### 〔養護〕

子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項(生命の保持及び情緒の安定に関わる事項)を得させること

(※) 環境上の理由等により特別な保護を要する児童を入所させる児童養護施設等における養護の概念とは異なる。

#### 〔教育〕

生涯にわたる人間形成の基礎づくりへ向けて、生きる力<sup>(注1)</sup>やライフスキル<sup>(注2)</sup>を指向しながら、健全な心身の発達を助長すること

(注1) 自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観などの豊かな人間性、健康や体力

(注2) 日常生活で生じる様々な課題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力(世界保健機構が重視)

- 養護と教育の一体性とは、保育の目標を達成するために、具体的な「ねらい」及び「内容」を構成する場合の操作的・分析的な視点として、養護と教育の機能を設定することが有効と考えられるが、保育の展開においては、子どもの活動（生活・遊び）との関わりの中では、常に、二つの機能が一体的に発揮される必要があるという意味。
- このように、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成することが、保育所における保育の目指すもの。

(参考1) OECD等の国際機関においても、CareとEducationを一体として用いている。

(参考2) 幼稚園も、学校教育法上、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とされており、教育と一定の養護とが一体的に提供され、それにより教育目標が実現されるとの考え方に立っている。(鈴木勲編著「逐条学校教育法(第5次改訂版)」)

- なお、子どもに対する保育士の関わりとの関係では、養護と教育は、以下のように整理される。

養護：子どもが安定した生活と充実した活動ができるようにするために、子どもの状況に応じて保育士が適切に行う

教育：子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度について、5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいを達成するために、子どもの自発的、主体的な活動を保育士が援助

### 3. 教育をとりまく新たな展開

- 昨年末に制定された教育基本法の11条において、幼児期の教育の振興がうたわれている。ここでいう「幼児期の教育」は、小学校就学前の幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものであり、保育所における教育も含まれる。

(参考) 教育基本法(抄)

第10条(家庭教育) 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第11条(幼児期の教育) 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

# 保育所における「保育」

◎児童福祉法上の「保育に欠ける」乳幼児の保育

保護者の就労、病気、同居親族の介護などにより、日中、  
家庭で生活を送ることができない状態

◎教育基本法

幼児期の教育の振興

⇒ 日中の大半が保育所での生活

保育の特性 = 「養護」と「教育」の一体性

## 養護

子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項(生命の保持と情緒の安定)を得させる機能

= 子どもの状況に応じて保育士が適切に行う

## 教育

生涯にわたる人間形成の基礎づくりへ向け、健全な心身の発達を助長する機能

= 5領域のねらいを達成するために、子どもの自発的、主体的な活動を保育士が援助

保育の展開においては、これらが、子どもの活動(生活・遊び)を通じて、常に一体的に発揮

豊かな人間性をもった子どもを育成